

栃木県介護員養成研修事業者指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県介護員養成研修実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条第2項の規定に基づき、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等について、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の要件)

第2条 事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 原則として法人格を有し、1年以上継続して活動していること。ただし、次の要件を満たす団体は、法人に準じて取り扱うものとする。
 - ① 団体の代表を定め、保健、福祉、医療又は教育の分野において3年以上継続的に活動し、実績を有していること。
 - ② 団体の組織及び運営に関する事項について、文書にて明確に定めていること。
 - ③ 団体の運営に係る経費について、会計基準を定め、適切に処理をしていること。
- (2) 研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 県内に事業所を設置し、常に研修に関する連絡、調整に対応できる体制を整えていること。
- (4) 研修を適正かつ円滑に実施するために次に掲げる職員を配置していること。
 - ① 課程編成責任者
実施要綱別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」4に掲げる課程編成責任者の要件を満たし、事業所長の監督のもと、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる者
 - ② 実習担当者
実施要綱別添1「介護員養成研修におけるカリキュラム等について」5に掲げる実習担当者の要件を満たし、課程編成責任者の指導及び助言を受け実習計画を立案し、実習施設及び実習指導者との連絡調整並びに実習期間中の受講者の指導を行う者
 - ③ 事務担当者
研修に関する事務を担当し、栃木県及び受講者からの照会等に対応する者
- (5) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (6) 研修を通信の方法にて行う場合は、知事又は他の都道府県知事が指定する初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程又は平成25年4月1日改正前の省令第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程若しくは訪問介護に関する2級課程を過去3年以内に3回以上実施していること。

(事業者の指定申請)

第3条 事業者として知事の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、研修の課程・通学制・通信制の別ごとに受講者の募集を開始する90日前までに「介護員養成研修事業者指定申請書」（別記様式第1-1号。以下「指定申請書」という。）に

次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。ただし、初任者研修課程の事業者として指定されている者が生活援助従事者研修課程の指定を受けようとする場合は、受講者の募集を開始する 60 日前までに「介護員養成研修事業変更届」(別記様式第 4 号)を知事に提出することができるものとする。

- (1) 登記簿謄本、定款、寄付行為その他規約
 - (2) 指定申請者の直近 2 年間の財務諸表及び資産の状況
 - (3) 研修事業における今後 2 年間の収支計画
 - (4) 指定申請者の概要、組織、職員体制、研修施設等
 - (5) 学則 (別記様式第 1 - 2 号)
 - (6) 情報開示に関する書類 (要綱別添 5)
 - (7) 講義・演習室等使用承諾書 (別記様式第 1 - 3 号)
 - (8) 教材・備品等一覧表 (別記様式第 1 - 4 号)
 - (9) 県税に未納がないことを証する納税証明書
 - (10) その他必要な書類
- 2 知事は、指定申請書を審査し、必要に応じて照会及び実地検査を行うものとする。
- 3 知事は、指定申請書の内容が適当でない認めるときは、相当の期間を定め補正を求め、又は理由を付して指定申請書を却下することができる。
- 4 知事は、指定申請者が第 2 条に定める事業者の要件を満たし、政令、省令、告示、取扱規則及び要綱に従い適正に研修を実施できると認められる場合に限り、事業者としての指定を行い、「介護員養成研修事業者指定指令書」(別記様式第 2 号)を交付するものとする。
- 5 知事は、指定申請書の審査の結果、不指定の決定を行ったときは、理由を付してその旨を通知するものとする。
- 6 知事は、第 2 条に定める事業者の要件にかかわらず、次に掲げる指定申請者については、事業者としての指定を行わないことができるものとする。
- (1) 指定を受けずに受講者の募集を行った指定申請者
 - (2) 指定を受けずに研修を実施した指定申請者
 - (3) 過去 5 年以内に栃木県及び他の都道府県において、事業者の指定取消処分を受けた指定申請者

(事業計画書)

第 4 条 指定申請者及び事業者として知事の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、指定申請にあつては指定申請時に、指定事業者にあつては毎年度初回の講座受講者の募集を開始する 60 日前までに、「介護員養成研修事業計画書」(別記様式第 3 - 1 号。以下「事業計画書」という。)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 研修日程表 (別記様式第 3 - 2 号)
- (2) シラバス (別記様式第 3 - 3 号その 1 またはその 2)
- (3) 講師一覧表 (別記様式第 3 - 4 号)
- (4) 講師就任承諾書 (別記様式第 3 - 5 号)
- (5) 講師に関する調書 (別記様式第 3 - 6 号)
- (6) 実習施設一覧表 (別記様式第 3 - 7 号その 1 又はその 2)

- (7) 実習施設受入承諾書（別記様式第3-8号その1又はその2）
- (8) 実習指導者に関する調書（別記様式第3-9号）
- (9) 受講生の募集に関するパンフレット、広告等の原案
- (10) 指定事業者の資産状況・収支決算書・財務諸表（指定事業者のみ）
- (11) 研修事業に係る収支予算書（指定事業者のみ）
- (12) 研修に関する職員体制（指定事業者のみ）
- (13) 添削問題、添削問題に関する指導体制等（通信課程の場合のみ）
- (14) その他必要な書類

（学則の制定）

第5条 指定事業者は学則（別記様式第1-2号）を設け、受講を希望する者に対して、最低限、次の事項を公開し、研修内容を明らかにしなければならない。

- (1) 研修の目的、名称、日程及び期間
- (2) 研修（講義、演習、実施施設等実習先）実施場所
- (3) 受講資格及び定員
- (4) 受講者本人の確認方法及び受講の手続方法
- (5) 受講料
- (6) 講師氏名
- (7) 使用テキスト
- (8) 研修修了の認定方法
- (9) 遅刻、早退、欠席、退講、未修了及び補講の取扱い
- (10) 修了評価不合格者の場合の取扱い
- (11) 研修科目免除の取扱いとその手続方法
- (12) 通信課程の場合の添削指導、面接指導体制、方法等

（変更の届出）

第6条 指定事業者は、指定申請書又は事業計画書の内容に変更が生じた場合には、変更を行う10日前までに、「介護員養成研修事業変更届」（別記様式第4号）を知事に提出するものとする。

（中止届）

第7条 指定事業者は、事業計画書に定めた講座を中止した場合には、講座中止の決定後10日以内に、「介護員養成研修中止届」（別記様式第5号）を知事に提出するものとする。

（実施報告書）

第8条 指定事業者は講座終了後60日以内に、「介護員養成研修実施報告書」（別記様式第6-1号）次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 介護員養成研修修了者一覧表（別記様式第6-2号）
- (2) 介護員養成研修出欠確認表（別記様式第6-3号）
- (3) 介護員養成研修施設実習実施状況一覧表（別記様式6-4号その1又はその2）

- (4) 介護員養成研修未修了者一覧表（別記様式第6－5号）
 - (5) 介護員養成研修補講実施状況一覧表（別記様式第6－6号）（補講実施時）
 - (6) 修了評価で使用した筆記試験問題
 - (7) 研修事業収支決算書（事業年度最後の報告書提出時）
- 2 指定事業者は、事業年度最終の報告書提出時に、当該年度に実施したすべての研修における修了者一覧表を電子媒体により知事に提出するものとする。

（休止、再開、廃止届）

第9条 指定事業者は、1年以上2年未満の間研修事業を休止する場合には、事業休止決定後速やかに、「介護員養成研修事業休止届」（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

- 2 指定事業者は、休止届提出後に研修事業を再開する場合には、受講者の募集を開始する60日前までに、事業計画書に「介護員養成研修事業再開届」（別記様式第8号）を添付し、知事に提出するものとする。
- 3 指定事業者は、2年以上研修事業を実施しない場合には、「介護員養成研修事業廃止届」（別記様式第9号）を知事に提出するものとする。

（調査及び指導）

第10条 知事は、指定事業者が提出する届出の内容が適当でないと認めるときは、指定事業者に対して必要な指導を行うことができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、指定事業者の事務所及び研修会場等において、研修事業に関する実地調査を行うことができる。
- 3 知事は、研修事業の実施内容、施設、設備等に関して適当でないと認められる事項がある場合には、指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

（指定の取消し）

第11条 知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指定事業者が前条の規定に基づく指導に従わなかったとき。
 - (3) 申請、報告又は届出に虚偽が認められたとき。
 - (4) 研修事業の実施において不正が認められるとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づき指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に弁明の機会を与えるための聴聞を行う。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、事業者の指定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。